

# (仮称) 桑名市地域福祉保健計画の位置づけ

[第4期地域福祉計画・第2期生活困窮者自立支援事業計画・第2期健康づくり計画]

## 1 地域福祉をめぐる動向

### (1) 社会福祉法改正の背景

2016（平成28）年6月に公表された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げられました。これに対応して、厚生労働省は『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』を設置し、地域共生社会の実現に向けたキーワードとして「我が事・丸ごと」を示しました。

地域共生社会の実現に向けては、①住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（我が事）と②地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等（丸ごと）の2点が示されています。

#### ① 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり【我が事】

小中学校区等の住民に身近な圏域において、地域住民ボランティアや地区社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となり、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、住民主体の地域づくりを推進するための取組です。

#### ② 地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等【丸ごと】

地域活動を通して住民が把握した課題について、包括的に受け止め、相談、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を構築することです。

### (2) 社会福祉法の改正（2018（平成30）年4月1日施行）

社会福祉法の改正により「第107条（市町村地域福祉計画）」が変わりました。

<地域福祉計画の改正のポイント>

- 地域福祉計画策定の努力義務化
- 上位計画としての位置づけ
- 包括的な支援体制構築の位置づけ
- 進捗管理及び評価の努力義務化

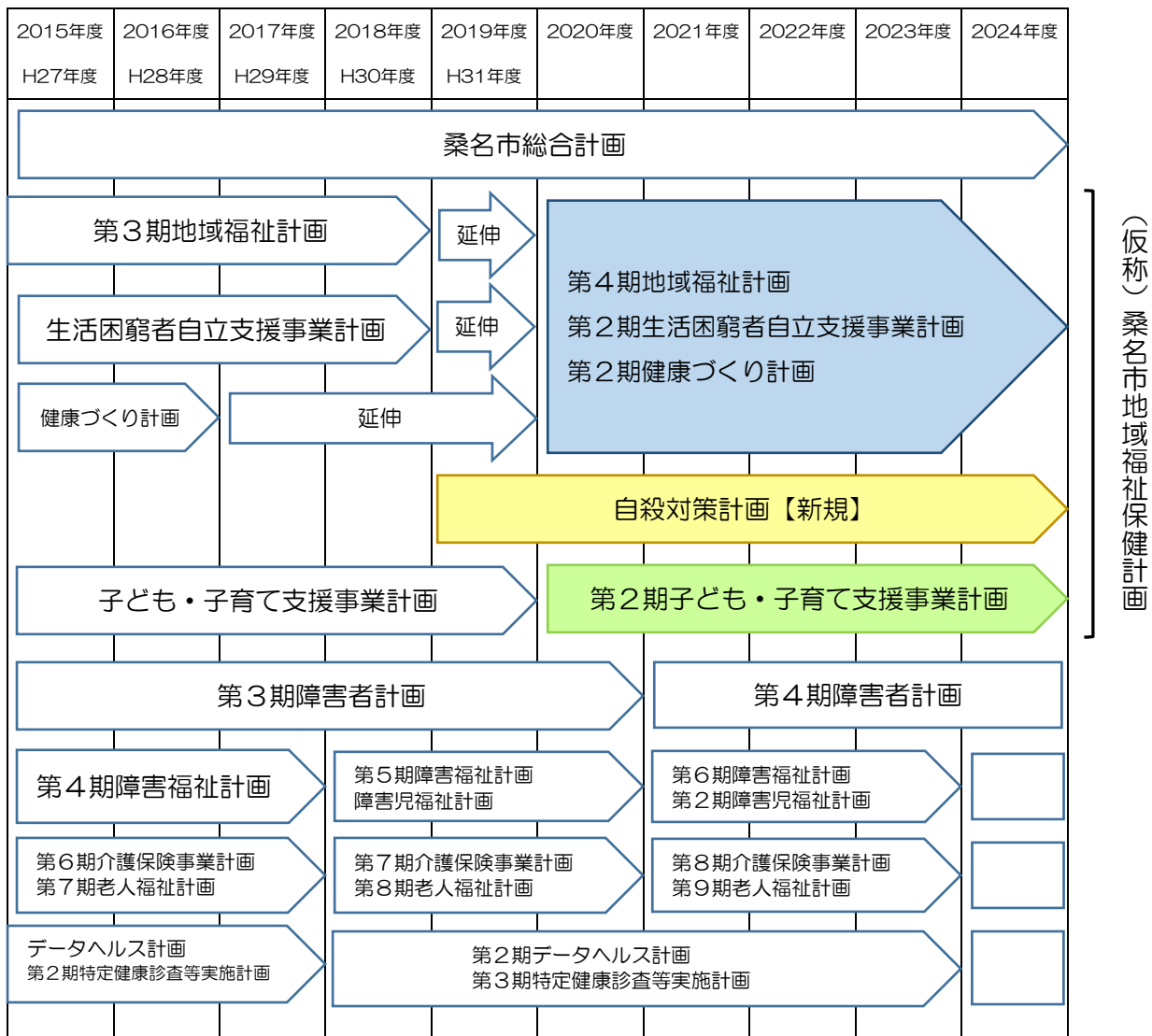
「厚生労働省 地域福祉計画策定ガイドライン改定のポイント」より

- ・現状では、高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらに共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置付けていくことが必要である。
- ・地域福祉計画と他の計画の調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえること、市町村地域福祉計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉計画の策定委員にすることなども考えられる。

## 2 (仮称) 桑名市地域福祉保健計画の方向性

(仮称) 桑名市地域福祉保健計画は、桑名市総合計画との整合性を図りつつ、「地域福祉計画」、「生活困窮者自立支援事業計画」、「健康づくり計画」、「自殺対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定しようとするものです。

### 【 計画及び関連計画の期間 】



### 3 計画策定に当たっての会議体等

| 計画            | 会議体等                       |
|---------------|----------------------------|
| 地域福祉計画        | ・ <u>地域福祉計画策定委員会（附属機関）</u> |
| 生活困窮者自立支援事業計画 | ・ 地域福祉計画推進市民会議             |
| 健康づくり計画       | ・ 生活困窮者自立支援事業運営推進協議会       |
| 自殺対策計画        | ・ 部長会議                     |
| 子ども・子育て支援事業計画 | ・ 子ども・子育て会議（附属機関）          |

### 4 計画の根拠法等

| 計画            | 根拠法等  |
|---------------|---|
| 地域福祉計画        | <p>社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」</p> <p>地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める。</p> <p>(1) <u>地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</u></p> <p>(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</p> <p>(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>(5) <u>包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）</u></p> |
| 生活困窮者自立支援事業計画 | <p>「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」</p> <p>(平成30年10月1日 社会・援護局地域福祉課長通知) (抜粋)</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置づけつつ、計画的に取り組むことが効果的である。</p>  |
| 健康づくり計画       | <p>健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」</p> <p>「健康日本21（第2次）」の理念に基づき、健康づくりに向けた住民一人ひとりの行動計画</p>   |
| 自殺対策計画        | <p>自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」</p> <p>自殺対策への取組や、推進体制を構築することを目的とした計画</p>   |

## 5 (仮称) 桑名市地域福祉保健計画の構成案

### 第1部 総論

#### 第1章 背景

- 1 保健福祉をめぐる動向
- 2 桑名市におけるこれまでの経緯
- 3 桑名市における保健・福祉の主要課題

#### 第2章 桑名市の目指す保健・福祉のカタチ

- 1 目指す保健・福祉の将来像
- 2 基本目標
- 3 施策の体系
- 4 各計画の位置づけ

### 第2部 各論

#### 第1章 目指す地域福祉のカタチ<地域福祉計画>

- 1 取組の現状
- 2 ニーズと課題
- 3 取組の方針
- 4 基本計画
  - (1) 地域をつくる<人づくり>
  - (2) 地域を見守る<仕組みづくり>
  - (3) 地域をつなげる<場づくり>

生活困窮者自立支援事業  
計画の内容を含む。

#### 第2章 目指す健康長寿のカタチ<健康づくり計画>

- 1 取組の現状
- 2 桑名市の健康課題
- 3 取組の方針
- 4 基本計画(栄養・食生活/身体活動・運動/休養・こころの健康  
たばこ・アルコール/歯の健康/循環器病・糖尿病対策)

#### 第3章 計画の推進

## 6 地域福祉保健関連計画の経緯

### (1) 地域福祉計画

#### <くわな地域福祉総合プラン>

○1990・1991（平成2・3）年度、桑名市及び桑名市社会福祉協議会は、1993（平成5）年度からの老人保健福祉計画をはじめとした市町村による福祉計画策定が本格化する以前に、全国に先駆けて「くわな地域福祉総合プラン」を策定しました。



#### <地域福祉計画の法定化>

○2000（平成12）年6月に「社会福祉事業法」の大幅な改正が行われ、名称も「社会福祉法」に改められました。この中で、地域福祉（地域社会を基盤とした福祉）の推進が明確に位置づけられ、「地域福祉計画」に関する規定が設けられました。



#### <第1期計画>

○地域福祉計画の法定化を受けて、桑名市では「第1期桑名市地域福祉計画」を、2002・2003（平成14・15）年度に策定しました。また、同時に、桑名市社会福祉協議会が、地域福祉計画の実施計画にあたる「桑名市地域福祉活動計画」を策定しました。



#### <多度・長島地域版>

○2004（平成16）年12月に、旧桑名市、旧多度町及び旧長島町が合併し、新たな桑名市が誕生しました。各地域の特徴を、新市における福祉のまちづくりに生かすよう、多度地域および長島地域の市民の声を反映させた「桑名市地域福祉計画《多度・長島地域版》」を策定しました。



#### <第2期計画>

○2008・2009（平成20・21）年度には、第1期計画等を見直し、「第2期桑名市地域福祉計画」を策定しました。市民を地域福祉推進の主役として明確に位置づけ、その活動母体である市民会議を立ち上げました。市民会議は、計画策定後も計画を実行に移すため継続して活動し、2009（平成21）年度から現在に至るまで多くの取組を実践してきました。



#### <第3期計画>

○2012・2013（平成24・25）年度には、「桑名市地域包括ケア計画」との連携・調和を前提として、次の3点を基本方針として掲げ、第3期計画を策定しました。

- ① 「互助」の掘り起こしに取り組みます。
- ② 地域包括ケアシステムの構築に貢献します。
- ③ 活動の「見える化」を図ります。

## (2) 生活困窮者自立支援事業計画

### <生活困窮者自立支援法の成立>

○生活困窮に至るリスクの高い人等を支えるセーフティネットの構築が必要となっていることから、2013（平成25）年に生活困窮者自立支援法が成立し、2015（平成27）年4月から施行されました。



### <桑名市生活困窮者自立支援事業計画>

○「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日社会・援護局長通知）において、地域福祉計画に生活困窮者自立支援方策を盛り込むことが規定されましたが、本市においては第3期桑名市地域福祉計画の期間中であったため、暫定的に「桑名市生活困窮者自立支援事業計画」を単独で策定しました。



### <生活困窮者自立支援事業の実施>

○生活困窮者自立支援法の施行に伴い、2015（平成27）年度から生活困窮者自立支援事業（必須事業：自立相談支援事業、住宅確保給付金支給事業、任意事業：家計相談支援事業、学習支援事業「学びサポート」）を実施しています。

## (3) 健康づくり計画(健康増進計画)

### <健康日本 21>

○国では健康寿命の延伸等を目標に、「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21）」を2000（平成12）年から推進しています。また、「健康増進法」が2003（平成15）年5月に施行され、市町村健康増進計画の策定が努力規定として設けられました。



### <桑名市健康づくり計画>

○健康増進計画の法定化を受けて、桑名市では「桑名市健康づくり計画」を2005・2006（平成17・18）年度に策定しました。

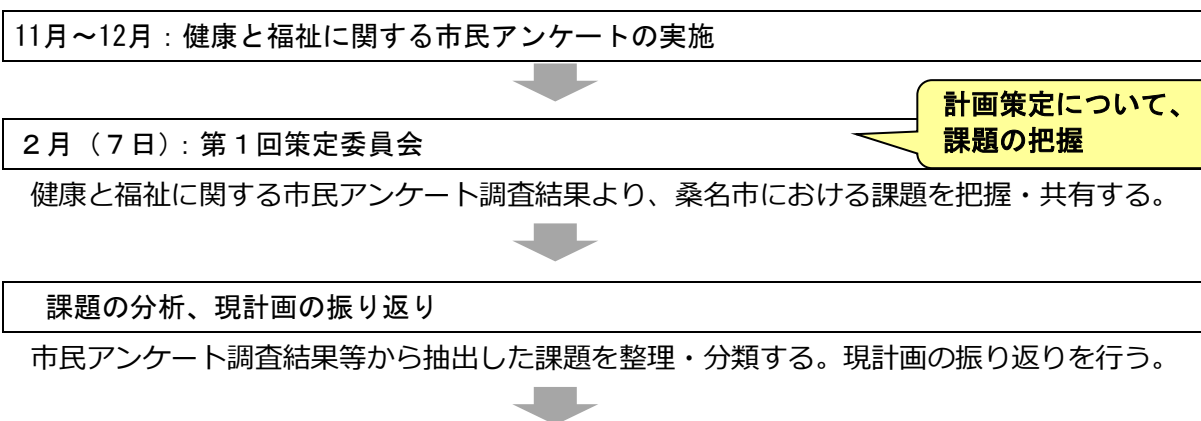


### <中間評価及び計画の見直し>

○国及び県の動向を踏まえ、2011・2012（平成23・24）年度に中間評価及び計画の見直しを行いました。

## 7 計画策定の流れ（予定）

《2018（平成30）年度》



《2019（平成31）年度》

